

平 戸 市 監 査 公 表 第 146-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和元年 12 月 13 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

水道局

第 3 監査の期間

令和元年 10 月 30 日（水）、31 日（木）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：水道局】

区分	内 容	措 置
指導 事項	<p>1. 契約事務について</p> <p>契約事務において、契約書で定められている現場代理人等決定通知書や工事見積書、検査調書等の報告書において、押印や日付が漏れたままの書類が散見されたので、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>今回指導のあった書類の不備については、各担当において直ちに是正処理を行いました。</p> <p>今後は、平戸市契約規則や平戸市水道事業会計規程等を遵守し、適正な事務の執行に努めて参ります。</p>